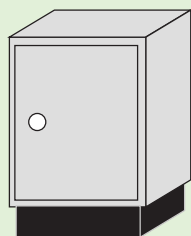
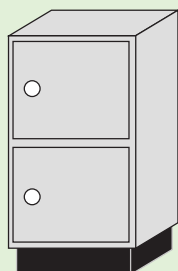


宅配ボックスには、さまざまなタイプがあります。それぞれのタイプと設置状況における申請方法は、以下の通りとします。



【A】単数ボックスタイプ



【B】複数ボックスタイプ(小型)



【C】複数ボックスタイプ(大型)

個人が自分の住戸の申請する場合(戸別申請)

- ① 戸建住宅に、【A】を設置した場合 10,000 ポイント
※複数の宅配ボックスを設置しても同様です。
 ※【B】または【C】を設置しても同様です。
- ② 共同住宅に、【A】を自宅専用に設置した場合 10,000 ポイント
※複数の宅配ボックスを設置しても同様です。
 ※【B】または【C】を設置しても同様です。
- ③ 共同住宅に住む個人(101号室)が、隣人(102号室)と共同で【B】を設置し、それぞれ利用する場合 10,000 ポイント
※101号室また102号室のいずれかが申請できます。(性能証明書の発行は1台に1枚発行されるため。)
 ※いわゆる二世帯住宅の場合も同様です。
 ※【C】を設置しても同様です。

管理組合等が建物全体について申請する場合(一括申請)

- ④ 【A】を全部または一部の住戸に各戸の専用として、1台ずつ設置した場合 設置台数
× 10,000 ポイント
※ポイント対象の設置台数は、共同住宅の総戸数を上限とします。
 ※【B】または【C】を各戸の専用1台ずつ設置する場合も同様です。
- ⑤ 【A】を共用として、1台または複数台設置する場合 設置ボックス数
× 10,000 ポイント
※ポイント対象の設置ボックス数は、総戸数と20のいずれか小さい方が上限です。
 ※【B】を共用として設置しても同様です。
- ⑥ 【C】を共用として、1台または複数台設置する場合 設置ボックス数
× 10,000 ポイント
※ポイント対象の設置ボックス数は、総戸数と20のいずれか小さい方が上限です。
 ※全部または一部を各戸の専用で利用する場合も同様です。
 ※【A】または【B】と組み合わせて設置した場合も同様です。
- ⑦ 【A】を各戸の専用として、【C】を共用として両方を設置する場合 設置台数×10,000 ポイント
+
設置ボックス数×10,000 ポイント
※ポイント対象の設置台数又は設置ボックス数は、
 【A】のタイプは総戸数、【C】のタイプは20を上限とし、
 全体の発行ポイント数は、総戸数×10,000ポイントが上限です。
 ※【B】を設置して構成する場合も同様です。